

2月18日 第240回理事会がハイブリッド型で行われた。北海道の理事からは私、紺野副会長、島田副会長、紺野事務局長が参加した。

会長資料3頁に資料2として次第がある。次第の3は全連小の各委員会の報告である。この委員会は全連小が国に要望活動をするためのエビデンスを獲得するため、全国の校長先生方に調査を作り、集計し、まとめる活動をしている。道小事務局からも6名が委員として参加し活躍している。調査活動については回答や集約方法をデジタル化ができないかと要望が出されていた。それを踏まえ、4年度に「調査の在り方検討委員会」を立ち上げ、デジタル化を検討することとなった。5年度実施を目指すこととなる。委員会報告は4頁から15頁にある。16頁の資料4は報告事項である。事業報告と国へ提出した要望書が22頁までのっている。23頁24頁は基金管理状況である。校長になった時に全連小に収める基金は総額で19億を超えている。その基金を銀行に預けた利息で全国大会の補助金などを生み出している。25頁は研究大会である。4年度の島根大会の案内に関しては研修部より後ほど報告がある。5年度の東京大会は全連小の75周年記念事業と併せて行う大会となっている。28ページから大綱がのっている。29ページに期日、令和5年10月19日と20日。全体会場は紅白歌合戦を行った有楽町の東京国

際フォーラム、分科会会場はその近郊で徒歩あるいは交通機関で移動可能な会場である。フルサイズの大会なので 2,200 名程度を期待し、参加費は 7,000 円。昼食は会場周辺で十分に賄えることから用意しない。30 頁には三日間の概要がある。19 日の 10 時から 75 周年記念式典。その後に研究大会の開会式と続く。31 ページは分科会会場 32 ページは大会主題副主題である。この大会の副主題は「持続可能な社会と幸福な人生の創り手」となる力を育む学校経営の推進という、これまでとは雰囲気の違い副主題となっている。戻って 26 頁 27 頁には被災地からの報告がある。今回は仙台市だった。後ほどお読みいただき、被災から 10 年の経過と復興への動き、そして今の課題等、ご理解いただきたい。35 頁からは議事ということで提案があった。全連小の活動方針、37 頁からは対策活動、39 頁から調査研究活動、41 頁からは広報活動の案が提案、承認された。42 頁は先ほどの基金会計。4 年度東京大会に 300 万円の補助金等を支出しても 5 年度には 800 万円強を繰り越せる見通しとすることでこれも承認された。44 頁と 45 頁は全連小 75 周年記念事業の予算と実施計画案である。この 4,900 万の収入は創立 50 周年記念事業の記念誌を売ったお金を蓄えていたもので、それを使うという計画である。45 頁は、このような委員会で 3 年間このような仕事をするという表である。北海道からは会長が実行委員として位

置付く3年間である。これも承認された。

報告事項と協議事項の間に文科省からの行政説明があった。1時間ほどの説明をテープ起こししたもののなのでいずれお読みいただきたい。この場では概要をお伝えする。

まず8頁。令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について 概要がある。下段に諮問された5点について書いてある。幅広く包括的な諮問だが、11月15日に出された「審議のまとめ」には、この③の一部が先んじて「審議のまとめ」として取り上げられた。つまり、それ以外のところは議論が途上である。今年の夏ぐらいには中間的な取りまとめをして、そのあと、最終的な答申へという流れになるとのことである。

9頁。その審議まとめの概要である。令和の日本型学校教育を担う新たな教師の学びの姿とは何か、そのために早急に取り組むべきことと準備が整い次第取り組むべきことが示された。また下段には現在の免許更新制が発展的解消になった理由がのっている。

10頁。これがイメージ図となる。真ん中上部に「黄色い背景に對話」と書いてある。一人一人の先生方と校長との對話、受講の奨励がまず真ん中であって、それを支えるものとして左側の教育委員会では、研修内容・方法を見直す仕組みづくり、校内研修の充実、学びの可視化と組織的共有ということが求められる。右側の教師のと

ころでは、主体的に自らが学ぶようにマネジメントすること、個別最適・協働的な教師の学びなどが求められる。ここの「対話」と書かれた下に、いろいろなシステム・仕組みがあって研修・学びを支えていこうと研修履歴の記録のシステムやワンストップ的に情報を集約されるようなプラットフォーム、こういった仕組みをつくっていこうということ。中でもプラットフォームには様々な研修コンテンツが集約されるようにしたいということで教職員支援機構（＝NITS）や大学、教職大学院、民間・教育団体に協力をお願いすることだった。

11 頁。その対話と奨励をいつやるのかということで、期首面談と期末面談を活用して行ってほしいということが下の図に表されている。

12 頁。今後、改正する2つの法についてである。(1)が「対話と奨励」に関係する部分であり、教育公務員特例法の改正で5年度当初施行を目指す。そのポイントとして校長の役割は先生方の相談にのること、情報を提供すること、指導助言を行うことの3つである。その際、育成指標と研究計画を踏まえるとともに個々の研修の記録を活用するということである。(2)は教育職員免許法の改正である。これは今の通常国会の会期が6月中旬ぐらいまでなので、その中で国会に改正案を出し成立させたい。一部新聞でこの話がなしになる

という報道がされたそうだが、国会に出すまでには様々なプロセスがあり、その中では様々な意見があるので、今もその真っ最中にいる。必ずや今国会で成立をさせたいと言っていた。そうすることで令和5年3月31日に期限のある免許状を持っている方も更新講習を受けなくてよいことになる。

最後に企画官が話されたのは「審議まとめ本文」の中には随所に「現場の経験を重視した学び」「現場での学び」「現場での協働的な学び」という言葉が出てくる。つまり学校の現場の学びを信頼しているという強いメッセージが込められていると思うので、それをしっかりと受け止めて準備をしているということだった。行政説明を聞いた大字会長は、現場の学びを信頼しているという国の考えを聞いたので、明日からの学校経営に勇気をもらったと締めくくった。以上で理事会報告を終わる。